

「知的財産権侵害紛争における 戦略的な攻防の実務」



特許権侵害に巻き込まれたら、会社ではどのように対処すればよいでしょうか？

弁護士に相談する前に、先ずは、相手先との係争事項や裁判において提起される争点を整理することが重要でしょう。

本講座では、権利行使の観点と、被疑企業による防御の観点の双方の立場から、特許権侵害訴訟における攻防を実践的な見地から紹介します。

「特許権侵害訴訟において争点となる事項は何か」「裁判所が双方当事者に主張立証してほしい事項は何か」について、午前は、多くの侵害訴訟を担当した経験のある裁判長の立場で解説し、午後は、弁護士の立場での改正意匠法の解説や最近の最高裁判決や知財高裁大合議判決等のポイント等、重要判例を紹介しながら解説いただきます。皆様のご参加をお待ちしております。

【主催】 一般社団法人大阪発明協会

【開催日】 令和元年 8月9日(金) 10時00分～17時00分

【開催場所】 大阪大学中之島センター 7階講義室702

大阪市北区中之島 4-3-53 06-6444-2100

【講師】 10:00～12:00 谷 有恒 氏

(大阪地方裁判所 第21民事部 裁判長)

13:00～17:00 小松 陽一郎 氏

(小松法律特許事務所 所長、弁護士)

【定員】 40名(定員になり次第締め切ります。)

【参加料】 会員 13,500円(一般 21,000円)

(テキスト代含む、消費税込み)

2名以上お申込みの場合、2人目から50%引き(大阪発明協会法人会員のみ)

※注意(1) 3日以内のキャンセルの場合、受講料はお返できません。

(2) 聴講券、納品書又は請求書は、講座開催日の10日前頃に郵送いたします

(3) 他府県発明協会会員でも会員料金で受講できます。

【申込先】 一般社団法人大阪発明協会 (<http://www.jiiiosaka.jp/>)

電話 06-6479-1910 FAX 06-6479-3930

プログラム（予定）

10:00～12:00（午前）知的財産権紛争の攻防の実務～裁判所から見た侵害紛争～

1. 知的財産権紛争の端緒
2. 訴訟進行の概略
3. 訴訟における諸問題
4. 訴訟手続上の特殊問題
5. 訴訟の終了 他

13:00～17:00（午後）知的財産権紛争の攻防の実務～弁護士から見た侵害紛争～

1. 知財高裁大合議判決（2019.6.7 判決）の解説
2. 最近の最高裁・知財高裁判決のポイント
3. 改正意匠法の解説
4. 知的財産権侵害に対する戦略
5. 知的財産権の効力
6. 知的財産権の効力の及ぶ範囲
7. 具体的なクレーム解釈問題
8. 事例研究－著名判決 他

----- 切り取り線 -----

大阪発明協会 企画サービスグループ行き		FAX 06-6479-3930	
中～上級 知的財産セミナー 申込書			
2019年8月9日開催			
「知的財産権侵害紛争における戦略的な攻防の実務」			
申込日 平成 年 月 日			
会社名 又は氏名		部署名及び 連絡担当者	
ご住所 〒			
TEL		FAX	
受講者氏名		所属部署名	実務経験年数
e-mail		専攻（該当するものに○をしてください。） ・法律系 ・理工系 ・その他	
<p>※受講者へのアンケート</p> <p>午前の部、大阪地裁：谷裁判長の講演において、聞いてみたいテーマ等があればご記入下さい。</p>			
<p>※お申し込み者宛に、国の説明会、講座・セミナーほかの情報をご案内させていただく場合があります。なお、案内などを希望されない場合は、当協会へお申し付けください。</p> <p>※ 許可なくして講義内容を録音することを固く禁じます。</p>			

お支払方法（予納金・現金・郵便振替・銀行振込）

1. 請求書（要 不要）
2. 予納金処理の方 得意先コード

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

振込先銀行 三井住友銀行 大阪本店営業部 普通預金 7900182

三菱UFJ銀行 中之島支店 普通預金 0042472

会員・非会員の区別（法人会員・個人会員 発明協会 一般